

「はい、こちら企業の労働110番です」。

電話は、ある内装会社X社の社長さんからでした。社会保険に入つてないないと、現場で仕事ができないとなるつて聞いたけど本当で



## じちか“企業の労働110番”です

(一社)名北労働基準協会 ホワイト企業推進本部  
労働保険・社会保険コンサルタント

社会保険労務士 福田博司

### 建設業“2017年問題”への対応はお済みですか？

い従業員が3人います。先日、発注先のY社に提出した現場作業員名簿の中で、その3人について『今回県から受注したビル建設現場にこの3人は入れない。社会保険にきつちり入つてない従業員はこれからどの公共工事の現場にも入れないから、適正に入れさせろ。こんな状態だとこれからX社への発注も考えないといけないな！』と強い口調で言われたからこの3人は社会保険に加入させないと仕事ができないのかね？」との内容でした。

省より「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が出され、X社の社長が言う通り平成29年度には、企業単位で建設許可業者の100%、労働者単位で製造業と同水準（厚生年金保

い従業員が3人います。先日、発注先のY社に提出した現場作業員名簿の中で、その3人について『今回県から受注したビル建設現場にこの3人は入れない。社会保険にきつちり入つてない従業員はこれからどの公共工事の現場にも入れないから、適正に入れさせろ。こんな状態だとこれからX社への発注も考えないといけないな！』と強い口調で言われたからこの3人は社会保険に加入させないと仕事ができないのかね？」との内容でした。

問題は、業界全体の就労環境等の悪化原因であり、今後の社会資本整備や増大するインフラの維持管理の支障にもなりかねず、建設業の「2017年問題」として大きくクローズアップされています。実際、平成29年4月以降社会保険に未加入の企業・労働者は公共工事の現場に事実上立ち入れ

なくなり、この流れは公共工事以外にも広がってきています。当協会にもX社のような相談が数多く寄せられています。

【雇用保険】

労働者を1名でも使用する企業

○健康・厚生年金保険

○法人会社 II 従業員数を問わない

○個人会社 II 常時雇用従業員（正社員・パート・アルバイトを含む）が5名以上

現在当協会では、建設業「2017年問題」対策として、安全大会等での社会保険加入セミナーへの講師派遣と対応策の相談を無料で行っています。

また、当協会の関連団体「社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング」では、複雑な社会保険の加入手続きの事務委託も扱っています。社会保険の加入説明・事務手続き等についてお気軽にご相談ください。

お問い合わせは、当協会ホワイト企業推進本部（☎ 052-1961-3655）まで。

ご質問のX社は、法人企業であり社会保険に加入していますが、そこで働く従業員も個人の意思に関わらず加入することが法律で義務付けられています。また、

い従業員が3人います。先日、発注先のY社に提出した現場作業員名簿の中で、その3人について『今回県から受注したビル建設現場にこの3人は入れない。社会保険にきつちり入つてない従業員はこれからどの公共工事の現場にも入れないから、適正に入れさせろ。こんな状態だとこれからX社への発注も考えないといけないな！』と強い口調で言われたからこの3人は社会保険に加入させないと仕事ができないのかね？」との内容でした。

問題は、業界全体の就労環境等の悪化原因であり、今後の社会資本整備や増大するインフラの維持管理の支障にもなりかねず、建設業の「2017年問題」として大きくクローズアップされています。実際、平成29年4月以降社会保険に未加入の企業・労働者は公共工事の現場に事実上立ち入れ

なくなり、この流れは公共工事以外にも広がってきています。当協会にもX社のような相談が数多く寄せられています。

【雇用保険】

労働者を1名でも使用する企業

○健康・厚生年金保険

○法人会社 II 従業員数を問わない

○個人会社 II 常時雇用従業員（正社員・パート・アルバイトを含む）が5名以上

現在当協会では、建設業「2017年問題」対策として、安全大会等での社会保険加入セミナーへの講師派遣と対応策の相談を無料で行っています。

また、当協会の関連団体「社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング」では、複雑な社会保険の加入手続きの事務委託も扱っています。社会保険の加入説明・事務手続き等についてお気軽にご相談ください。

お問い合わせは、当協会ホワイト企業推進本部（☎ 052-1961-3655）まで。

イラスト・森沢康代